

平成30年 第5回
教育委員会定例会会議録

平成30年5月8日（火）

港区教育委員会

日 時 平成30年5月8日(火) 午前10時06分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 教育長報告事項

- 1 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について
- 2 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 3 特定天井等耐震化改修の終了について
- 4 「港区学校情報化アクションプラン」の進捗状況について
- 5 平成29年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について

「開会」

○教育長 ただいまから平成30年第5回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時06分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いします。

日程第1 教育長報告事項

1 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について

○教育長 日程第1、教育長報告事項に入ります。「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは報告資料ナンバー1を用いまして、ご説明をさせていただきます。本件「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更」につきましては、現在虎ノ門三丁目において、国との合同PFI事業により実施しているところです。これに関しまして、当初想定してなかった地中障害物等が出土して撤去が必要になり、この撤去と当初は別契約で実施することとしていた科学館1階部分の内装工事を、PFI事業で一体的に整備するという内容です。契約の変更を議会に提出しまして、これらを議決していただく必要が生じたので、それに先立ち本日ご報告させていただきます。

項番1「契約の内容」ですが、(3)「事業期間」で平成32年3月31日までの事業期間となっており、契約金額は、前回議決をいただいている当初の契約金額が21億7,388万3,454円となっております。

項番2「変更の内容」ですが、変更後につきましては32億3,830万3,875円ということで、10億6,442万421円の増ということになってございます。

内訳につきましては、別紙の方をご覧くださいと思います。大きく「施設整備費」と「人件費」とに分かれてございます。

まず「施設整備費」として4項目ございます。1項目目「地中障害物の撤去等に要した費用」ということで、「がれき混じり残土」や「町村会館地下躯体」などの撤去等に要した経費ということで約6億3,800万円。

2番目「工程促進に係る増額費用」ということで、想定外の地中障害物等、項目1の対応に伴いまして工期を延伸せざるを得ないという状況になったのですが、これを解消するために工法の変更をするということに伴って発生する経費ということで約2億5,200万円ということになります。

3番目「がれき混じり残土の撤去費用」ということで「外構部見込み」ということになります。これにつきましては外構工事、平成31年度竣工直前の最後の工程になるかと思いますが、この際に瓦れき混じりの残土が発生するということが見込まれるということで、見込みの経費ということ

をここに入れさせていただいています。

4番目「展示室等内装追加工事」ということで、これは当初は区が別契約で実施することにしておりましたが、度重なる工程の期間の延伸に伴いまして、現在では建物の竣工が平成32年2月末でオープンが平成32年4月としており、そのため区が別途行う時間的な余裕がないことや、またPFI事業に含めて行う方が、効率的な工事ができることから、今回追加をさせていただくということです。これについては約1億3,700万円という形になっております。合計で「施設整備費」については10億5,200万円余という形になります。

続きまして「人件費」でございます。これにつきましては、このPFI事業、国との合同事業につきましては実際の工事、建物の整備等に関しましては国がPFI事業者と工事の契約を結んで行っている事業ということになります。建物については合同庁舎ということで概ね9対1の割合で、国が9で区が1という割合で建物を実際に共有するわけでございますけれども、その区が占有する1の部分も含めて国がPFI事業者に工事を発注しているということになっています。

それに伴いまして国においては、PFI事業者との調整ですとか、そういった工事の進行管理ですとかそういったものが必要になってまいりまして、こういった経費、その国の職員の方の人件費ということで、こちらは毎年実績に応じて精算をしているというようなものでございます。で、これまでに精算をして支払っている額というのが1,240万8,000円というようなものになっております。

それでは、資料ナンバー1の方にお戻りいただきまして、こちらの方で「今後の予定」ということでございます。本年度5月28日の区民文教常任委員会に報告をさせていただきまして、6月の第2回定例会に議案として提出、議決をいただきましたら7月に契約の変更というような形になってございます。

補足説明として、参考資料1をご覧ください。合同庁舎としてやっておりますけれども、その土地の交換契約について少しご説明をさせていただければと思います。

この用地につきましては、もともとは旧鞆絵小学校の用地と虎ノ門三丁目緑地で、いずれも区が所有していた土地ということになります。これについて平成21年3月6日、国との土地の交換契約という形で実際に事業用地としたものでございます。この項番1の「区が提供した土地」、鞆絵小跡地、あと虎ノ門三丁目緑地、この敷地全体の39分の34を国の持ち分にするとし、その39分の34の価値として、318億円という当時の査定となっています。逆に区内にある国が所有している土地を区がそれに見合った分だけ取得するという形の交換になっていまして、項番2「区が取得した土地」ということで国立保健医療科学院、現在の歴史館になっているところでございますが、これを含め四つの敷地につきまして、253億円という査定となっておりますがこれを区と国で交換という形でやっています。

交換の差額金が65億円発生しており、区が提供した土地の価値の方が65億円高いということになりましたので、この差額分に関しては、国が区に対して金銭にて支払ってございます。あと、このうち虎ノ門三丁目緑地、三丁目35番の土地につきましては、平成元年3月31日に区が森ビ

ル開発株式会社から4億2,001万7,800円で購入しておりまして、その後虎ノ門三丁目緑地として活用しているというようなことになってございます。

それと参考の2番、こちらをご覧くださいと思います。これは別紙の内訳とも連動してくるものでございますが、今回の契約変更までの経緯をまとめさせていただいております。まず区が国と行っている受託契約の流れということで、この表の左上の部分この枠の白い部分点線で囲みが入っておりますが2億1,961万3,950円、これが平成21年7月23日に行った区と国との受託契約の金額ということになっております。

こちらの上の部分で議決対象経費と議決対象外の経費ということになってございますけれども、これに関しては議決対象の経費は「施設整備費」、これが議決対象の経費ということになっておりまして、「人件費」に関しては、これは別途国の職員に対する人件費部分を、別途契約をその都度変更して精算していた状況でございます。当初2億1,961万3,950円という形の整備事業費の金額から、今回この罫線のところ1億5,201万2,455円、これを今回増額して契約を変更させていただくというものでございます。この別紙の方の表の中で行きますと、この議決対象経費内の枠にある黒い点々で網かけがしてある部分の1億5,201万2,455円というのが、この別紙の表の施設整備費の合計1億5,201万3,000円ということになっております。人件費の方はこちらが1,240万8,000円ということになりまして、この参考2の方の議決対象外の1,240万7,966円、100円以下を繰り上げますと、こちらの金額となってございます。

非常に雑駁ではございますが説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

○小島委員 この契約は平成21年に港区が委託者で、国の国土交通省が受託者という契約が基本の内容ですね。その契約内容を地中の障害物を撤去するという事で費用や期間が延期になったり変更するわけですが、地中に瓦れきがあるということは、当初契約した平成21年には明らかでなかったのかどんな契約だったのですか。

○教育企画担当課長 当時交換をする際に、それぞれ区が提供する土地、国が提供する土地について査定をするわけですが、この際に区が提供する土地に関しては、更地というような条件で価値を査定したというところがございます。一方、国が提供する土地につきましては、一部建物等も残っているということもあったのですけれども、そういった建物に関してそれも査定金額の中に反映をさせて、あと土壌改良経費といったものも国が提供する土地の価値から一定程度マイナスするという形で査定がされておりまして、それに基づいて契約が行われたというものでございます。

○小島委員 区が提供した土地の更地という意味は、上に建物があるときは更地ではなくて、建物があるかないかが更地かどうかということで、要するに、地中にこういう瓦れきがあったというようなことは、この契約をしたときに予想していなかったのですか。

○教育企画担当課長 これに関しましては、例えば国が提供する土地に関しての査定の記録を見ま

すと、既存建物の撤去ですとか、あと土壌汚染対策に関しての経費というのを差し引いているというようなことをございまして、一方でこちらの区の土地に関しては、そういった対策の経費、そういったものがあらかじめ見込まれればそれを一定程度価格、金額に算定して、そこを更地の場合の土地の価値から差し引くというような作業が行われていたはずなのですが、そういった処理が行われておりませんので、この辺に関しては、あらかじめそういったものについては盛り込んでいない契約になってございます。

○小島委員 そうすると、対象としていなかったものが出てきた以上は、区が負担せざるを得ないという考えですね。次に区は国にこの建物の事業を委託して、国がPFIの業者と何らかの契約をしたわけですが、国とPFI業者の間で、対象となった土地から瓦礫等が出てきた際の処理は、まず一次的には国とそのPFI業者がどうするかということを決めるのではないですか。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、PFI事業者と国の方で協議をするというところではありますが、実際には、区は国に対して委託をしているという立場でございますので、そういった状況の変化があればその都度区も報告を受けて、どう対処するか協議をさせていただいている状況です。

○小島委員 国とPFI業者が委託の契約をしたのはいつ頃ですか。

○教育企画担当課長 事業契約という形で、当初は平成22年の2月26日になります。

○小島委員 こういう事業をやるということになれば、その時点で、当然地中がどうなっているかというのはPFI業者も国の発注者も専門家なのだから、何か出たときはどうするかという話が、平成22年頃は既にあったのではないかと疑問に思いますが、そこはどうですか。

○教育企画担当課長 これに関しては当時から土地の状況はどうなのだという話はあったかと思うのですが、当初は想定できなかったという見解を聞いてございます。

○小島委員 そうですか。そうした場合に、地中から色々な瓦れきその他が出てくるということで、これを撤去するためにどのくらい工事は遅れるのですか。当初はいつ頃事業が完成する予定だったのですか。

○教育企画担当課長 こちらに関しては、3カ月ほど事業を延伸せざるを得ない状況にあります。当初は、平成32年の2月末でした。これが平成32年の5月末の竣工になってしまうということが分かりました。

○小島委員 3カ月の延伸をせずに工事を進めるための経費が、2億5,000万というのですが、一般的に大きな金額なので、2億5,000万は使わないで、3カ月ぐらい延伸するのはいいのではという考えもあると思うのですが、それはどうですか。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、これは経費の負担が必要であれば、それをしてまで短縮すべきかどうかという議論はございました。その後ここで短縮をした場合の経費とそのまま事業を3カ月延伸した場合の経費というものをそれぞれ、PFI事業者から国を通じて計算してもらい比較したところ、事業を延伸する経費の方が高くなってしまいうという試算がございまして、選択の余地がなくなったという状況でございます。

○小島委員 主に、大きなものとして、延伸することによってどんな費用が発生するのですか。

○教育企画担当課長 一つは現場の管理費です。期間が長引きますので、そういった管理の経費やあとは金利なのですが、実際にPFI事業者が融資を受けているところにお金を返すという形になるのですが、その返済に関連する金利が増えてしまうということで、それを合わせますとそんなに大きな差ではないのですが、この参考の表の中の2億5,200万というのが、これが2億6,000万という形に増えてしまうということです。

○小島委員 その場合、先程も聞いたのですが、PFI事業者が金融機関その他から莫大な金を借りてこのPFI事業をやるのだから、工期がおくれたらその違約罰としてどうなるとか、あるいは現場管理費用がかかることや金利がかかるというのは当然分かっていると思います。そういう専門業者が、その土地の経歴を見て事前に調査することは、莫大な金を使うのだから当然やっているはずなのです。それを今、これが出てきたから、港区が負担しろというのがどうも納得できない。あなたの方の落ち度もあるでしょうという気がするのですが、どうですか。

○教育企画担当課長 契約上の内容になるのですが、国とその事業者との事業契約の中で、PFI事業者に瑕疵があれば、事業者が負担するということになるのですが、今回の遅延原因が、区が提供した土地から想定外の地中障害物なり、瓦れき混じり残土が出てきてしまったということで、これに関しては起因する原因者となった区が、それに伴って発生した事態に対する対応に対しても負担するということになっているという状況でございます。

○小島委員 あと人件費は議決対象外とありますが、議決とは、港区議会に対する議決ですか。

○教育企画担当課長 そうです。この国と区との受託契約はあくまでも一体的な一つの契約ということになりますが、このうち議決が必要な経費の内容というのが、いわゆる施設整備、建物そのものをつくるために必要な経費に関しては議決が必要ということになっています。一方でこの人件費に関しては、あくまでも国の内部、この建物を整備するためにPFI事業者とやりとりをする国の職員の人件費ということになっておりまして、この人件費に関しては別枠で、その都度実績に依じて、契約の変更をその都度行い、毎年支払ってきた経過がございます。実際には、人件費の部分でほぼ毎年、年度ごとに契約変更を行い、精算を行っていたのですが、これについては議決の対象にならないということで、議会の方にこの部分だけを上げて議決をいただくというようなことはしていないということでございます。

○山内委員 私も今の議論を聞いていて、いま一つ理解できていないことがあります。今までの契約によって地中障害物等の撤去に要した費用を港区が負うというところまでは理解できたのですが、工期が延びることに対してそれを短縮する、延伸を防ぐための2億5,200万円の部分を港区が負うというところは理解できていません。つまり当然PFI事業者は地下の色々な埋設物があることは、当然事前に調査をするはずであって、ちゃんとそれを折り込んでいけば何も今工期が延びるという話にはならないで済むはずですし、あるいは3カ月分をその工程の中でうまくどこかで吸収できるようにすることはできるはずで、つまりそれはPFI事業者が埋設物の把握を十分にしていなかった結果なのではないかと思うのです。当然事業を始めるときには、PFI事業者は敷地をもう一回新たに調査をしているはずで、そうすればどういう埋設物の撤去がこれから必要かってことは

当然考えるはずなのです。だからそこでちゃんと調査していなかったPFI事業者の問題ではないかとその点はいかがですか。

○教育企画担当課長 どこまでPFI事業者がやるべきだったかというお話かと思うのですが、現時点での認識といたしましては、更地という条件で土地を提供して事業用地にしたということで、基本それを前提に事業を組み立てていったというところがございます、これに関して更地という前提で出した側の方から、何かあるというのを前提に事業を進めるべきだったのではないかというのは、ちょっとなかなか難しく今こういう状態になっております。平成21年当時の区と国との契約についての是非というのは、今のご指摘もあるかと思うのですが、実際に取り交わした契約書から、今回の3か月の遅延の件、どちらが支払うべきかということは弁護士とも相談をした上で、それは区の責任でしょうと、契約書から判断するとです。そういう結論をいただいているので、今日のようなご説明になっているという次第です。

○教育長 弁護士からの助言の中で、こういうことで区の負担にならざるを得ないという部分を説明できますか。

○教育企画担当課長 当時の土地交換の契約書などが残っておりますのでそういったものも見て、法律相談の方に問い合わせています。この契約書の中で瑕疵担保という条項が第6条にございまして、この瑕疵担保の中で交換物件の「甲」というのが実際に「国」ですね。これに関して「甲は、本件とは別の交換物件に隠れた瑕疵が発見された場合には、引き渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う」というようなこととなります。区側の方は瑕疵担保の条項を入れてないという契約になっているところでございます。

○教育長 本来入れるべきものが、入れていなかったでこういう事態になったのですか。

○小島委員 瑕疵担保については、規定していなければ何年って決まっています。2年とか3年とか5年とか。だから港区の責任は2年だか3年だか5年でなくなってしまうのではないですか。

○教育企画担当課長 これに関しては発見されてから1年間というものが一つあります。あと民法上10年というのも一つございますけれども、そういったものになっております。

○教育長 それをもって、区が払わざるを得ないということになったわけですか。

○教育企画担当課長 そういった事実関係を見て結論としては、この地中障害物に関する経費に関しては負担せざるを得ないというような形になってございます。

○小島委員 それは国と港区の土地交換時のことでしょうか。今、山内委員が聞いているのは交換時ではなくて受託契約をする際にPFI業者は事業を行うに当たっては当然どういう事業にするのかということで調査した上で契約をするので、PFIの契約をする段階でどうだったのかっていうのが今、山内委員からの質問だと思いますが。

○山内委員 つまり更地だからということでPFI事業者が、更地と名目上なっていれば地下に何も無いと思い込んで工程をつくるなんてあり得ないわけです。だから工事延期の部分が区の責任だと言って言うのは、ちょっと変ではないですかというのが私の質問なのです。あともう一つ、資料の形式的なところですが、報告資料ナンバー1のところ「変更の内容」、契約金額の変更は変

更でこうなりますと書いてある。これがあるので港区議会の議決の対象になるものですよ。ただし、先ほどの話を伺うと、この10億6,442万421円増のうちの1,240万円分というのは議決の対象外です。ですから参考2の資料もあわせて見てしまうと、ここはあくまで議決対象のものと議決対象外のものを含んだ、両方合わさった契約金額が出ているということになるのですが、それならば本来、もう少し丁寧に記述をお願いしたい。この中に、契約としては包括的なのでこの金額で間違いはないわけですが、この中に議決対象外の人件費もいくらか含んであるということを書いておくべきなのではと思います。参考2までの資料を見ないと、その数字の不一致の理解ができなくて混乱するのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり項番2のところは、より分かりやすい記載になるように少し工夫ができればと思います。参考2の方に頼った資料をつくっているということもご指摘のとおりありますので、ここはもう少し文の表現がより分かりやすい形を、もう一回契約の部門ですとかそういったところにも相談しながら考えたいと思います。

○教育長 議案の金額はこの金額ではないのですよね。人件費は議決対象外ということでしたから。

○教育企画担当課長 実際に議案という様式の中で出てくる金額に関してはこの金額です。議決に当たりましては最終的な契約、国との契約金額の総額というところで議決をいただきますので、それに関しては、この人件費を含んだ総額を議案として提出するということになります。

○教育長 そうなると、人件費を含めた金額が議決対象ではないのですか。当初の平成21年7月23日は人件費を含めた金額で議決されたのですよね。

○教育企画担当課長 施設整備費21億6,900万円という数字と人件費426万9,504円の合計21億7,388万円というのが、平成21年7月23日に議決を経て契約をしているものでございまして、実際に同時に契約をするに当たって、契約はあくまでも一つになりますので、それについては議決が必要な部分と必要でない部分というのを分けて、議決をとるというのができないということで、この当初契約の中では、この整備事業費プラス人件費当初分、これについてあわせて議案としてお示しをして、議決をしていただいております。その後は、人件費のみ毎年単独で契約変更しておりましたので、これに関しては議決をいただく必要がないものということで、契約変更のみを行ってお支払いをしてきたというようなことです。

○教育長 そこの説明が分かりにくくなっています。最初は426万9,504円の人件費が入ったもので契約したわけですよ。議決を要する金額は決まっていると思います。

○教育企画担当課長 一つは、今回の増額の内訳が整備事業費に当たる部分であるというところからでございます。金額も10億というものになりますけれども、この経費の性質が建物の整備事業費これに当たるもの、その変更ということで議決の対象になるという形になります。区の一般的な契約において、金額に応じて議決が必要、必要でないというものがあるのですが、工事等の契約に関しては、委託事業になってございまして、もともとの契約金額が21億7,388万という金額になってございます。これに関しては当然金額からも性質上も議決が必要ということになりまして、この規模の整備事業費の部分なり期間なり、こういったものを変更する場合は、金額いかに問わ

ず議決が必要になると認識しているところでございます。

○教育長 受託契約というのは整備費だけが議決対象なのですか。

○教育企画担当課長 これに関しては当初一体的に人件費も含めて契約するという形になりまして、契約となりますと一つの契約になりますので、それに関しては実際に議決をいただいた経費の中に、対象になるものと対象外になるものが事実上混在していたという状況にはなっています。

○教育長 そうすると今回の増額は10億6,442万円で、そこには1,200万の人件費は入っていますよね。

○教育企画担当課長 入っています。それを含まないと最終的な契約金額の総額というものになりませんので含めています。

○教育長 整備費だけでいいと思うのですが違いますか。

○教育企画担当課長 議案として出すに当たっては、議決の連続性というところを踏まえて、変更前というのは最終的に議決をしていただいている金額、これが21億7,388万3,454円ということになっておりまして、平成21年7月23日に契約した額となります。そこから議決を経ない契約変更というのを積み重ねてきたわけですけれども、それに加えて今回この施設、いわゆる整備事業費というところで、10億5,200万円余の増額が発生しているというところで、それを合計したものが変更後という形を出しているものでございます。

○教育長 変更後の人件費1,240万8,000円は、当初の人件費426万9,504円も含めたものですか。

○教育企画担当課長 そうです。

○山内委員 よろしいですか。この数字、参考2が非常に誤解を招く書き方なのだと思います。今おっしゃったように、契約前の21億7,388万という数字は、ここの整備事業費の21億6,961万とこの議決対象外と書かれているところの、左下の426万足し合わせたものというのは分かります。ここに人件費1,240万円と書かれているものは、この426万円を含まない、九つではなくて八つ分の総額をここに1,240万とお書きになっているのではないかと思います。このような、誤解を招く数字を書いたままだと、議会でもかえって混乱するだろうというのが一つと、もう一つは今の議会のやり方が分からないので、伺うのですが、こういう平成22年度からずっと既に払ってきたものを今回議案に出すっていうのは、ある意味で事後承認を求めるような感じがするのですけれども、そういうやり方をするものなのでしょうか。

○教育企画担当課長 今回議案としてどのように出すのが適切かというようなお話に関しては、契約の部門ですとか、議案を整える総務の部門、あとは議会の事務局等で協議をさせていただいています。こういう特殊な事例の場合にどうするかというところで、一つは議案としての連続性というものを担保する目的、あと一方で契約に関しては、最終的に総額としていくらになるのかということ、これを例えば対象外の部分があるからといって除いてしまうと問題があるのではないかと思います。この二つの要素から前回議決をしていただいている、当初の契約金額を変更前として、かつ変更後に関しては最終的なこの変更を行ったことによる受託契約、国との契約の総額というもの

を示すというような形にまとめたということです。

参考2の人件費の合計ですが、これは一番左下426万9,504円、これに関しては整備事業費とともに、既に契約を当初結んだという前提でつくっておりますので、ご指摘のとおりこの8こまの合計が1,240万というものでございます。

○教育長 そうすると山内委員がおっしゃられたように議決を経ずに人件費が積み上がってきたもの、今回増になるものはこの426万9,504円を除いた8こま、その合計が1,240万7,966円この部分が増になるということですね。

○教育企画担当課長 そうです。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

○薩田委員 この参考2の方の人件費のところ平成23年がないのですが、23年は何かがあって払っていないのでしょうか。

○教育企画担当課長 順を追って説明していきますと、まず平成22年4月1日というのが平成22年度、その上に行きまして平成24年3月26日というのが平成23年度、次に中央の下に行きまして80万4,815円、これが平成24年度となります。

○薩田委員 年度での支払いということですね。

○教育企画担当課長 そうです。例えば平成24年3月26日ですが、これに関しては当初見込まれている金額というのが、別に行きまして、実際に事業がストップしてしまったことによって国の方の事務方がする作業が大幅に減ったという状況があり、精算に当たって52万まで減額してございます。そのように精算しながら進めておりまして、結果的に年度末に契約変更という形をとり、支払いをするというような処理を、現在毎年続けているということになります。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、冒頭の小島委員と山内委員からの質問の部分、PFI事業者との契約に関しては、また改めてご説明をお願いしたいと思います。

それではこの報告事項は、以上とさせていただきます。

2 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 次に、「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー2をご覧ください。区立幼稚園及び区立小・中学校における平成30年1月から3月分の事故発生状況についてご報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、初めに1ページをご覧くださいと思います。上段左から幼稚園3件、小学校9件、それから中学校1件、合計で13件となっております。下の段平成28年度同時期と比較いたしますと、全件で3件減少してございます。

次に2ページの方、入院1日以上または通院6日以上重大事故のうち、登下校中を含めた管理内の事故についてでございます。場所は3件とも校庭にて発生しているものでございます。このうち③のところですが、入院15日、通院が6カ月ということで脾臓損傷という事例でござい

ます。休憩時間中に校庭でドッジボールの際に、かなり速いスピードで走っていて関与児童と接触して転倒してけがをしたものでございます。

それから通院5日以下の事故報告になります。管理内事故については7件ございますが、3歳児から2年生までの概ね低学年の子どもに事故が集中してございます。

管理外の事故については全て交通事故となっています。3件とも道路を横断する際に車と接触した事例となっております。管理外の事故の⑬ですけれども、これは入院14日、通院が2、3カ月ということで、左足の脛開放骨折という事例です。春休み期間中に飲食店で食事をして母親が先に店を出たところ、被災児童はトイレに行っていて出るのがおくれ、道の反対側で待っている母親の方へ行こうとして、道路を渡る際に車にひかれて骨折をしたものでございます。

それから最後に4ページのところの表になってございます。過去3年間の月別の事故発生件数の推移です。傾向を見ますと5月、6月、それから10月から12月にかけて事故の発生が多くなる傾向がございます。特に小学校では3学期は登校日が少ないということ、それから外遊びが減ることなどから、1学期2学期と比較して事故が減少する傾向にあります。下の表は上の表のうち交通事故を取り出した事故の発生状況となっております。

説明については以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

見舞金支給基準について、説明をお願いします。

○**学務課長** 見舞金については、「港区見舞金等支給要綱」がございまして、その中で支給しているものでございます。入院した場合は、入院見舞金ということで1日以上15日以下の場合は1万円、けがの場合傷病見舞金という形で通院が6日以上の場合は5千円が出るようになっております。16日以上30日以下の場合は2万円、31日以上60日以下は3万円、61日以上90日以下の場合は4万円、91日以上の場合は5万円となっています。

○**薩田委員** 最後のページの過去3年間の推移を見ると、一番多いのが11月12月というのは管理内でも管理外でもそうなのですが、これはどんなことが原因でしょうか。保護者、学校が気をつけられるものなのか、偶然多い月なのかということとをちょっと知りたいのですが。

○**学務課長** 27年度から29年度にかけて5月から6月、それから10月11月12月の数値が非常に高くなっています。1学期2学期というのが目立っているのは、3学期の外遊びが減ることが相当大きいと考えており、3学期は極端に少ないという見方ができるのかなと思っています。3学期については登校日も実際少ないということで事故も減っている要因にもなっています。

○**教育指導課長** 5月は運動会の練習シーズン、11月は部活動の中学生の大会、また区の陸上競技大会の練習というところで、けがを起こしやすいということがございまして、これを減らすというのはやはり予備運動・予防運動をしっかりさせるということと、指導をきちっとするというところとっております。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 特定天井等耐震化改修の終了について

○教育長 次に、「特定天井等耐震化改修の終了について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 「特定天井等耐震化改修の終了について」報告いたします。特定天井等耐震化についての背景を少しお伝えしますと、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災において、例えば天井材ですとか照明器具等の非構造部材が多数落下しまして、甚大な人的または物的被害が発生したということ为背景に、国ではそうした被害を軽減するために技術基準を定めるとともに、こうした学校等の体育館または武道場の施設などの一定の空間を持つ既存建築物において、その対策が求められていたということでございます。区においては早急に対応すべく学校施設の天井材などの耐震化につきまして、平成27年度から3カ年計画で改修工事を順次進めてきたというところでございます。

ここで申します特定天井とは、一定の条件がございます。一つ目はつり天井です。構造躯体につりボルトでつっております天井を指しております。それから二つ目は人が日常立ち入る場所であることということで、学校は特に避難所として活用されている場所でございます。三つ目には天井高が6メートルを超えてかつ面積は200平米を超えているもの、そういう大空間を示しております。それから最後に天井を構成しています部材の重さです。重量質量が平米当たり2キロを超えているもの、これを対象としております。これを特定天井と定めています。

1番「概要」をご覧ください。今申しましたとおり平成27年度から平成29年度にかけて、24校29施設の屋内運動場の天井耐震化改修工事を行いまして、小・中学校の天井の耐震化を終了したというところでございます。あわせて国の交付金ですとか都の補助金を活用して実施してきたところでございます。

2番、天井耐震化の実施箇所または実施年度についてということで、表にございますとおり平成27年度、平成28年度、平成29年度の、ここで言います体育館ですとか格技室またはプールといったところの天井を改修してきたというところであります。

下程の事業費・交付金・補助金の一覧でございます。ここはこの3カ年において総工事費ということで下に合計金額が載っております。ただしこの総工事費というのは天井の改修のみならず、あわせて例えば空調を改修するとか、この耐震化に伴わないものもあわせもったその事業費として並べております。この総工事費の合計としては8億5,775万2,217円ということになっていますが、右程の補助金としては国の交付金、これは耐震化改修の特定した工事内容に対する交付金でして、その特定の補助金に対しては3分の1が国の交付金になっています。それから真ん中の東京都の補助金は6分の1です。残りは区が支出するというので、国と都を合わせますと2分の1を補助対象としているということでございます。差し引き右の方で区負担分となっております。

下程の写真でございますけど、こちらは南山小学校です。左の改修前の状況は、石膏ボード平米当たり17キロとなっております。綿面吸音板の裏に重い石膏ボードの下地材があつて二重で貼りつけてあり、このような重さになっています。それから右の超軽量天井工法平米2キロというもの

はかなり軽いものです。これはグラスウールのボード材ということで、よく住宅で使われる断熱材のようなもので圧縮したボード材として使っておりますので、下地材を含めて平米2キロとなっております。これは外れないことを前提としておりますけど、仮に外れたとしてもけがのないような重量ということで、世の中多くなってきました。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

ここに載っていない学校や幼稚園も耐震化されているということでしょうか。

○学校施設担当課長 特定天井の対象ではなかったということだと思います。全て把握していませんが、例えば鉄骨のブレースを組んでいるとか、このような天井材を使っていないということで耐震化の対象とはなっていません。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 「港区学校情報化アクションプラン」の進捗状況について

○教育長 次に、「『港区学校情報化アクションプラン』の進捗状況について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では資料ナンバー4、「『港区学校情報化アクションプラン』の進捗状況について」ということで、平成26年度から平成29年度の4年間を計画期間とした、港区学校情報化アクションプランの平成29年度末の進捗状況についてご報告いたします。

1枚資料をおめくりいただくのですが、この資料を説明する前に桃色の冊子「港区情報化アクションプラン」の13ページをおあけいただけますでしょうか。資料のもととなっているのがこの13ページです。実際に学校情報化の三つの目標、「ICTを活用した理解を深める授業の実現」「学校間ネットワークの確立と校務情報化の推進」「ICT環境の安全安心の確保」、これに基づいて課題が右側にありますような①から⑱まで、これらについて表にまとめたものがそちらの附属している別表になります。これのさらにもととなりますのは桃色の冊子の54、55ページをあけていただけますでしょうか。主立ったものにつきましては年次計画として54、55ページのように挙げてございます。それを表の言葉の形式にあらわしたものが現在別表としてつけてあります資料の中身になります。

では、そちらのご説明を簡単させていただきます。

「ICTを活用した理解を深める授業の実現」ということで、まずは学校の教育環境を整える、ICT環境を整えるということと教員の力をつけるということで、1ページ目2ページ目に示してあります。その中で計画がありまして、その実績につきましては、ほぼ達成をしているということになります。アンケートの結果等がございしますが、これについては、別の機会にご説明できたらと思います。

また「学校間ネットワークの確立と校務情報化の推進」につきましては、ネットワークは計画よりも早期に準備することができまして、3ページ目のとおり27年度にはもう計画どおり終わった

ということになります。そして4ページにありますような「校務の情報化」につきましても、27年度から進めておりますが、現在のところきちっと運用されています。ただ課題としてはこの校務支援システムについては以前もありましたとおり、使いづらいですとかいくつかの課題もございまして、それについては今もって改善に努めているところがございます。

そして5ページ「ICT環境の安全安心の確保」ということで、こちらにつきましては業者の方に委託をして、NTTデータになりますが、そちらの方に専門的な管理をしていただいて、こちらの方に毎月報告を上げてその委員会を行っているということでございます。6ページについても以下同じでございます。1点だけ今後考えていかななくてはならない検討課題としましては、(6)番「校外からの安全な情報アクセス環境整備」ということで、以前教育委員会で議題に出している働き方改革に向けてどのようなことを今後やっていくかということが、これからの課題になっているところでございます。計画は以上のとおり進行しておりますという報告になります。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 平成29年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について

○**教育長** 次に、「平成29年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** 資料ナンバー5「平成29年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生進路状況について」ということで、平成29年度の修了児・卒業生の進路状況についてご報告させていただきます。1枚おめくりいただいた別紙ということで、パーセンテージを載せたものがございます。

幼稚園につきましては、特徴的なものとして29年度につきましては、私立に行く方が増えている傾向が見られます。

小学校につきましては、公立中学校に行っているパーセンテージがいつもより若干低目になっております。この理由として考えられるものは、その表の小学校の下にあります「その他（他県・外国等）」に6.2%ということで、ここが増えている分だけ減っているということで、公立離れというよりもその部分が影響しているのではないかという予測が立つところでございます。

中学校につきましては、都立高校への進学のパセンテージが下がっております。これは高校の授業料の無償化ということや都の方でやっていることの影響で対象者が増えているということもあり、私学に進まれているという可能性が若干見えてまいりました。もう少し詳細な追跡調査をしながら今後は捉えていきたいと思っています。当然都立への進学が減っていますから私立へ行かれています方が増えているということでございます。また特徴的なのは他県に行く方が、他県・外国の方が、28年度29年度と多目が続いているということが今現在の状況でございます。また特別支援学校等については例年並みの割合、0.8から1.2ぐらいの間で進んでいるということでございます。進学を希望していて未定となっている方は今年も若干いらっしゃいましたが、全部で5名

ほどだったということになります。

簡単ではございますが、以上一旦説明を終わらせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○山内委員 一つだけ表の見方で確認ですけれども、例えば千葉県とか埼玉県とか神奈川県の子立の学校に行くという場合は、これは私立の区外の方へ入っているのでしょうか、それとも他県に入っているのでしょうか。

○教育指導課長 これは他県の方に統計上は入れてございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

○小島委員 そうですね。小学校の進路先で公立中学校が全体で区外を足すと52%ぐらい行っています。私立が38.8ということで、今までの区立私立の進学割合は半々ぐらいだというような評価でしたか。

○教育指導課長 区立私立の進学状況は、過去5年について、資料に載せているとおりとなります。

○小島委員 他県へ行った人が6.2%とあるのは。

○教育指導課長 他県・外国等となります。国際学級がございますので、中学に戻るときに外国へ戻られた方もこの中に含まれております。

○小島委員 中学校については、高校無償化が進んできて私立に行く生徒が増えたのではないかとことですが、都立進学が35.5%というのは若干寂しい感じがしますね。都立高校の数が少ないということはあるですか。

○教育指導課長 数は私立と都立の方で、必ず定員調整を都の教育委員会でかけていくことは毎年協定でなっていますので、今までの比率が急に変わることはありません。

○教育長 中学校の平成28年度の国立がこのときだけ、11%とあります。何名ぐらいになるのですか。

○教育指導課長 大体7.5%で48人ぐらいいますからそれより多いので、結構な数になるのですかね。0.8%で5人ですので、5、60人行っていることになるのでしょうか。

○山内委員 これは、数字を書き間違えていませんか。

○教育指導課長 大変失礼いたしました。これは1.1の誤りでございます。昨年度の資料を確認しました。失礼いたしました。

○教育長 よろしいでしょうか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員の方から何かありますでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を5月22日火曜日午前9時半から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前11時36分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐